

令和6（2024）年度 第3回栃木県公共事業評価委員会

日時：令和7（2025）年1月21日（火）9:30～

場所：本館6階 大会議室1

次 第

1 開 会

《議 題》

2 栃木県県土整備部所管事業の再評価について

(1) 道路事業

【個別審議案件】

ア 一般国道408号 宇都宮市、高根沢町 宇都宮高根沢バイパス

[資料1-1]

イ 一般国道294号 真岡市 二宮拡幅

[資料1-2]

ウ 一般国道400号 大田原市 新富町

[資料1-3]

(2) 街路事業

【個別審議案件】

ア 宇都宮都市計画道路3・2・101号大通り外1路線 宇都宮市

駒生工区、桜工区、駒生町Ⅰ工区、駒生町Ⅱ工区

[資料2]

(3) 河川事業

【個別審議案件】

ア 一級河川 柚井木川 小山市

[資料3]

3 栃木県農政部所管事業の事後評価について

(1) 農地整備事業

【報告案件】

ア 県営農地整備事業 益子西部地区 益子町

[資料4]

4 閉会

令和6年度

栃木県公共事業評価委員会 委員名簿

- | | | | | |
|---|------------|------------|------------------|--------|
| 1 | あるが
有賀 | かすひろ
一広 | 宇都宮大学農学部教授 | 【森林工学】 |
| 2 | おおさわ
大澤 | かすとし
和敏 | 宇都宮大学農学部教授 | 【農業環境】 |
| 3 | きむら
木村 | ゆみこ
由美子 | 栃木県女性団体連絡協議会副会長 | 【消費者】 |
| 4 | ふじしま
藤島 | ひろひで
博英 | 足利大学工学部講師 | 【土木】 |
| 5 | やまおか
山岡 | さとし
暁 | 宇都宮大学地域デザイン科学部教授 | 【土木】 |
| 6 | やまだ
山田 | まりこ
麻梨子 | 弁護士（栃木県弁護士会） | 【法律】 |
| 7 | よこやま
横山 | みのる
稔 | 栃木県経済同友会理事 | 【経済】 |

（敬称略 五十音順）

令和6年度 第3回栃木県公共事業評価委員会

出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
県土整備部	次長（技）	小野 和憲	
"	次長（技）	星野 晃秀	
道路整備課	課長	齋藤 勇作	
"	課長補佐（総括）	長瀬 政明	
"	副主幹	大谷 哲生	
"	主査	押野 雅大	
"	主任	中嶋 郁弥	
"	主任	近藤 勝明	
"	技師	村山 聖	
都市整備課	課長	塩田 勉	
"	主幹兼課長補佐（総括）	秋山 公知	
"	課長補佐	平野 真人	
"	主任	堅田 純也	
河川課	課長	細井 俊一	
"	課長補佐（総括）	佐々木 専	
"	課長補佐	菅 伸樹	
"	主査	陣内 洋一郎	
用地課	課長	星野 光広	
"	主事	平出 拓実	
農地整備課	課長	森嶋 裕一	
"	課長補佐（総括）	古谷 秀幸	
"	課長補佐	水井 英樹	
"	主査	関 広志	

(事務局)			
技術管理課	参事兼課長	笹沼政行	事務局長
技術管理課	主幹	栗田裕光	事務局
技術管理課	課長補佐(総括)	中田聡	事務局
技術管理課	課長補佐	森戸宏司	事務局
技術管理課	主任	岩崎宗	事務局
農村振興課	主幹	矢野勝彦	事務局
農村振興課	課長補佐	藤田雅一	事務局

令和6年度 第3回 栃木県公共事業評価委員会(再評価)案件一覧表

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価実施理由		特に重点的な審議を要する案件					備考
					オの理由		(a)	(b)	(c)	(d)	個別審議とする理由	
道路	1	快適で安全な道づくり事業 一般国道408号 宇都宮市野高谷町～高根沢町宝積寺 宇都宮高根沢バイパス	H21	R2	オ	全体事業費の見直し	個別		○	○		前回評価時から推定便益、推定事業費が10%を超えるため。
道路	2	快適で安全な道づくり事業 一般国道294号 真岡市久下田～寺内 二宮拡幅	R2	-	イ オ	事業期間、全体事業費の見直し	個別		○	○		前回評価時から推定便益、推定事業費が10%を超えるため。
道路	3	快適で安全な道づくり事業 一般国道400号 大田原市末広～中央 新富町	R2	-	イ オ	事業期間、全体事業費の見直し	個別		○	○		前回評価時から推定便益、推定事業費が10%を超えるため。
街路	1	街路づくり事業 宇都宮都市計画道路3・2・101号大通り外1路線 宇都宮市 駒生工区、桜工区、駒生町Ⅰ工区、駒生町Ⅱ工区	H20	R3	オ	事業期間、全体事業費の変更	個別		○	○		前回評価時から推定便益、推定事業費が10%を超えるため。
河川	1	安全な川づくり事業 一級河川 杉井木川 小山市 押切	H29	R5	オ	事業期間、全体事業費の変更	個別		○	○		前回評価時から推定便益、推定事業費が10%を超えるため。

◆再評価理由

- ア 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
- イ 事業採択後一定期間が経過した時点で継続中の事業
- ウ 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- エ 再評価実施後一定期間が経過している事業
- オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、事業計画の大幅な変更等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆個別審議、一括審議の選定

- 以下の項目にひとつでも該当する場合は、重点的な審議(個別審議)を実施する。
- (a) 事業計画に大幅な変更がある
 - (b) 推定便益の変更が±10%を超える事業
 - (c) 推定事業費の変更が±10%を超える事業
 - (d) その他の要因